



流山市上下水道局公告第52号

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

流山市上下水道料金徴収等業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年7月2日

流山市上下水道事業管理者 矢幡 哲夫



1 公募型プロポーザルに付する事業に係る事項

(1) 事業名

流山市上下水道料金徴収等業務委託

(2) 業務内容

受付業務、検針業務、検算業務、収納業務、開栓・閉栓業務等。

詳細は、「6 実施要領、水準書等の公表場所」にある「流山市上下水道料金徴収等業務委託水準書」を参照すること。

(3) 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和13年3月31日までとする。ただし、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までは、現在業務を受託している者からの引継ぎ期間とする。

(4) 業務委託の区域

流山市給水区域（松戸市根木内の一部を含む）及び委託者の定めた区域（流山市前ヶ崎の一部等）

(5) 委託金額の上限(税抜総額)

845,670千円

(注)この金額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示すものである。

2 参加資格等に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次のいずれかに該当しない者であること。

ア この公告の日から当該プレゼンテーションの日までの間にお

いて、市長から指名停止を受けている者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は当該入札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てがされている者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は再生手続開始の申立てがされている者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与している者。

また、同法第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用している者。

（2）過去10年以内に、給水人口20万人以上の自治体の水道事業に係る検針業務及び収納業務（滞納整理業務を含む）並びに電子計算処理業務を一括して受託し、かつ3年以上継続して受託している実績があること。

3 プロポーザル実施内容等に関する事項

本事業のプロポーザルの実施内容等に関しては、「6 実施要領、水準書等の公表場所」にある「流山市上下水道料金徴収等業務委託プロポーザル実施要領」を参照すること。

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

5 支払方法

令和8年4月から令和13年3月までの60か月を、毎月の業務完了後均等払いとする。

6 実施要領、水準書等の公表場所

流山市ホームページトップページ＞くらしの情報＞流山市上下水道局＞事業者のみなさまへ＞入札・契約情報＞公募型プロポーザル情報＞流山市上下水道料金徴収業務委託に係る公募型プロポーザル

の実施について

7 問合せ

〒270-0128

千葉県流山市おおたかの森西一丁目19番地

流山市上下水道局 経營業務課

電話 04-7159-5370

FAX 04-7159-9604